

鳥取県告示第298号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年4月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
鳥取県製造業流通調査
- 2 調査の目的
鳥取県産業連関表基準年1年間の県内と県外との商品流通状況を明らかにし、鳥取県産業連関表の基礎資料を得ること。
- 3 調査対象の範囲
鳥取県全域の事業所のうち別に定める品目を生産しているもの
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 製造品の自工場生産額、自工場消費額、国内向け出荷額及び輸出向け出荷額
 - イ 製造品の国内出荷額のうち消費地別構成比及び業種別構成比
 - (2) 基準となる期間
平成23年1月1日から同年12月31日まで。ただし、これにより難しい場合は、この期間を最も多く含む事業年度の期間とする。
- 5 報告を求める者
工業統計調査及び経済産業省生産動態統計調査の名簿及び個票から、調査品目別に出荷額又は生産額が大きい順に県内シェアの約8割を占めるよう選定した事業所（経済産業省が実施する商品流通調査の報告者を除く。）102箇所
- 6 報告を求めるために用いる方法
別に定める調査票を調査事業所に郵便等により送付し、又は送信し、これを回収し、又は受信するとともに、質問する方法で行う。
- 7 報告を求める期間
平成24年6月25日から同年7月31日まで
- 8 調査票情報の保存期間
平成26年3月31日まで
- 9 結果の公表方法
平成23年鳥取県産業連関表として公表する。